

議事日程(第4号)

令和3年3月12日 午前9時02分開議

- 日程第1 議案第5号 令和2年度吉賀町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第2 議案第6号 令和2年度吉賀町興学資金基金特別会計補正予算(第2号)
- 日程第3 議案第7号 令和2年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第4 議案第8号 令和2年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第5 議案第9号 令和2年度吉賀町一般会計補正予算(第11号)
- 日程第6 議案第32号 請負契約の変更について(町道朝倉真田線七村橋補修工事)
- 日程第7 同意第1号 吉賀町農業委員会委員の任命について
- 日程第8 同意第2号 吉賀町農業委員会委員の任命について
- 日程第9 同意第3号 吉賀町農業委員会委員の任命について
- 日程第10 同意第4号 吉賀町農業委員会委員の任命について
- 日程第11 同意第5号 吉賀町農業委員会委員の任命について
- 日程第12 同意第6号 吉賀町農業委員会委員の任命について
- 日程第13 同意第7号 吉賀町農業委員会委員の任命について
- 日程第14 同意第8号 吉賀町農業委員会委員の任命について
- 日程第15 同意第9号 吉賀町農業委員会委員の任命について
- 日程第16 同意第10号 吉賀町農業委員会委員の任命について
- 日程第17 同意第11号 吉賀町農業委員会委員の任命について
- 日程第18 同意第12号 吉賀町農業委員会委員の任命について
- 日程第19 人権擁護委員の推薦の件について
- 日程第20 議案第23号 令和3年度吉賀町水道事業会計予算
- 日程第21 議案第24号 令和3年度吉賀町興学資金基金特別会計予算
- 日程第22 議案第25号 令和3年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第23 議案第26号 令和3年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第24 議案第27号 令和3年度吉賀町介護保険事業特別会計予算
- 日程第25 議案第28号 令和3年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算
- 日程第26 議案第29号 令和3年度吉賀町下水道事業特別会計予算

日程第27 議案第30号 令和3年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第5号 令和2年度吉賀町水道事業会計補正予算（第2号）  
日程第2 議案第6号 令和2年度吉賀町興学資金基金特別会計補正予算（第2号）  
日程第3 議案第7号 令和2年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）  
日程第4 議案第8号 令和2年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第3号）  
日程第5 議案第9号 令和2年度吉賀町一般会計補正予算（第11号）  
日程第6 議案第32号 請負契約の変更について（町道朝倉真田線七村橋補修工事）  
日程第7 同意第1号 吉賀町農業委員会委員の任命について  
日程第8 同意第2号 吉賀町農業委員会委員の任命について  
日程第9 同意第3号 吉賀町農業委員会委員の任命について  
日程第10 同意第4号 吉賀町農業委員会委員の任命について  
日程第11 同意第5号 吉賀町農業委員会委員の任命について  
日程第12 同意第6号 吉賀町農業委員会委員の任命について  
日程第13 同意第7号 吉賀町農業委員会委員の任命について  
日程第14 同意第8号 吉賀町農業委員会委員の任命について  
日程第15 同意第9号 吉賀町農業委員会委員の任命について  
日程第16 同意第10号 吉賀町農業委員会委員の任命について  
日程第17 同意第11号 吉賀町農業委員会委員の任命について  
日程第18 同意第12号 吉賀町農業委員会委員の任命について  
日程第19 人権擁護委員の推薦の件について  
日程第20 議案第23号 令和3年度吉賀町水道事業会計予算  
日程第21 議案第24号 令和3年度吉賀町興学資金基金特別会計予算  
日程第22 議案第25号 令和3年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算  
日程第23 議案第26号 令和3年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算  
日程第24 議案第27号 令和3年度吉賀町介護保険事業特別会計予算  
日程第25 議案第28号 令和3年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算  
日程第26 議案第29号 令和3年度吉賀町下水道事業特別会計予算  
日程第27 議案第30号 令和3年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算
- 

出席議員（12名）

1 番 桑原 三平君	2 番 三浦 浩明君
3 番 桜下 善博君	4 番 松蔭 茂君
5 番 中田 元君	6 番 大多和安一君
7 番 河村 隆行君	8 番 大庭 澄人君
9 番 河村由美子君	10番 庭田 英明君
11番 藤升 正夫君	12番 安永 友行君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	岩本 一巳君	副町長	……………	赤松 寿志君
教育長	……………	光長 勉君	教育次長	……………	大庭 克彦君
総務課長	……………	野村 幸二君	税務住民課長	……………	栩木 昭典君
保健福祉課長	……………	永田 英樹君	産業課長	……………	山本 秀夫君
建設水道課長	……………	早川 貢一君	柿木地域振興室長	……………	山根 徳政君

---

午前9時02分開議

○議長（安永 友行君） おはようございます。開会前に皆様をお願いを申し上げます。

昨日3月11日は東日本大震災から10年を迎えた日です。死者、行方不明者、関連死を含め2万2,192人が犠牲になられたとのことです。昨日、議会では経済常任委員会が開かれ、大多和委員長、提唱のもと黙祷をささげたところでございます。本席では黙祷はいたしません、大震災の恐ろしさと、いまだ立ち直ることもままならぬ多くの人々の気持ちを思うとともに、犠牲になられた方々への思いを心に馳せていただきますよう、本席よりお願いを申し上げて開会いたします。

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付したとおりです。

なお、深川企画課長については体調不良のため欠席をされます。

---

### 日程第1. 議案第5号

○議長（安永 友行君） 日程第1、議案第5号令和2年度吉賀町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案については質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第1、議案第5号令和2年度吉賀町水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

### 日程第2. 議案第6号

○議長（安永 友行君） 日程第2、議案第6号令和2年度吉賀町興学資金基金特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第2、議案第6号令和2年度吉賀町興学資金基金特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

### 日程第3. 議案第7号

○議長（安永 友行君） 日程第3、議案第7号令和2年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 予算書の6ページ、一般管理費の電算システム開発負担金が上がっております。共同システムの開発の負担金ということですが、このシステムは国のシステムとつながっていくのか、その点をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

基本的には島根県内の9保険者での、島根県と共同で開発させていただきました9保険者で運用しているシステムでございます。島根県内についてはクラウド化がされておりますけれども、現状のところでは、国との連携というようなところについてはないというふうに考えておるところでございます。あくまでも島根県内で運営されていくものであるというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第3、議案第7号令和2年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

#### 日程第4. 議案第8号

○議長（安永 友行君） 日程第4、議案第8号令和2年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 資料の提供ありがとうございました。それで提供された資料の「小水力発電事業会計」財政推計というのがありまして、その中で基金の積立て等も行われるわけではありますが、将来、積み立てが必要となるというか、新年度予算に関わってはいないんですけども、現時点において令和16年度までに積み立てなければならないと考えている基金の額について、どのように判断されているかお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 山根柿木地域振興室長。

○柿木地域振興室長（山根 徳政君） お答えをさせていただきます。

財政推計の中では令和16年度末で積立金の予定が4億7,923万6,000円ということでした。3月1日の全員協議会のほうで総務課のほうから説明があったと思います。吉賀町個別施設計画の中で、小水力発電所につきまして20年目に予防保全工事が必要ということで、この令和16年度の翌年度がこの年に当たります。それについて予防保全工事で約1,200万円が必要であるということがございます。

それから、大規模改修ということがございますと、計画でいきますと40年目に大規模改修が必要であろうということで推計されております。これについては2055年ということがございます。積立金の額でございますが、平成26年度に大規模改修行っております。建屋を含めまして約4億円をかけて全面改修をしておりますので、4億円の積立てがあれば改修に対応できるのではないかとこのように考えております。

27年のこの財政推計を行った際の計算でいきますと、令和14年度末でその4億円に達するということがございましたけれども、1,400万円の繰り出しから2,000万円に繰り出しを増額して試算をしたところ、令和16年末で試算でございますが4億1,233万6,000円ということで、固定価格買取制度が終了する令和16年度末で約4億円の基金積立てができるというふうに試算をしているところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第4、議案第8号令和2年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

### 日程第5. 議案第9号

○議長（安永 友行君） 日程第5、議案第9号令和2年度吉賀町一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 予算書の18ページ、農林水産業費で農業総務費の農業復旧対策事業費ですが、これは1月の大雪等によって壊れたパイプハウスの関連で補助するものでありますが、この補助金の交付規則のほうの言葉で言いますと、生産組織の構成員とかそういうような条件もあったりはしますが、町長が認める場合は出せるというふうになっております。

そこでお聞きをいたしますが、出荷をするための農産物を作っているとか、水稻の苗等を作る施設もこの対象になるということでよいか、確認をさせていただきます。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えさせていただきます。

水稻の育苗のハウス、これも補助対象になりますので、大丈夫でございます。それから出荷者の組織、これについてもその構成員、これも対象になります。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 本当に聞きたかったのは、いわゆる構成員でなくても対象になるかということで、もう一度お聞きします。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えいたします。

要綱のほうに①から⑦まで上げてあります。そこで大半の方は該当になると思いますが、ならない場合には、町単独事業の町長が定めたものというもので対象にしていきたいと。ただ面積と事業者の下限の条件等がございますので、それに該当したものになりますが、対象にしていきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 2点、お聞きしたいと思いますが、13ページのまちづくり対策費というのがあります。エネルギー対策事業費ということで81万円の減額、先般の総務課長の説明によると、実績に伴う減額ということでございますが、今年は国のほうでも2050年には排出ガスゼロにするというような目標を掲げている中で、このエネルギー対策事業費というのが△81万円になったということですが、この最初の予算額が多かったのか、それともPRが悪くてこの補助金が使われなかったのか、件数と、前年度との比較がもし分かれば教えていただけたらと思っております。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） ちょっと担当課長が欠席しておりますので、ちょっと詳しいことは分からないんですけども、昨年のところは今、資料がございませんけども、予算的には太陽光については当初で12件計上しておりますして、今回、半分、6件分を減額するというものでございます。というのも、やはりある程度太陽光については普及もかなり進んでおりますので、やはり新規の件数がだんだん減ってきたということが原因だろうというふうに思います。

同様に太陽熱利用につきましては、予算上は当初3件計上しておりますして、そのうちの1件分を減額するというものでございます。やはりこれも原因とすれば、先ほど同様になかなか新規がずっと増えていくという状況はないというところが原因じゃないかというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） せっかく予算計上しておりますので、太陽光あるいは両方太陽熱ですが、その辺のこともしっかりPRしていただけたらなと思えます。

それから、16ページの民生費ですが、生活保護総務費というところで、生活保護総務費の002ですが、生活扶助、介護扶助、施設事務扶助ということで、これも総務費全体で659万9,000円という減額、これも実績というお話でございましたけど、実際に昨年からテレビとか見ておると、生活保護者が増えたという報道がなされておりますが、この吉賀町で659万9,000円という大きな数字が減額になるわけですが、その理由というか、実際、何名ぐらい保護者の数が給付されておった方が、何名ぐらい減ったのかというようなことを教えていただけたらと思っております。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

生活保護費、保護総務費659万9,000円の減額ということで、その中に生活扶助、介護扶助、それから施設事務扶助という、一応3つからなっております、これらを予算書のほうにあります減額をさせていただいております。

まず、介護扶助費の部分につきましては、介護施設に入所されておる生活保護受給者の方が減少された、退所等をされたというようなところからの減額となっております。

それから、同じく施設事務扶助の部分につきましては、実際、救護施設等々への入所も想定をされますので、その部分を当初は計上しておりましたが、実際には入所される方がおられなかったというようなところから、不用額ということで落とさせていただいております。

御質問にありました生活扶助の部分でございますけれども、全国的にはマスコミ等々でコロナ禍の影響によりまして、申請が増えているというような状況でございますが、うちの担当のほうに確認をいたしましたところ、現在、その関係のところでの申請というのは吉賀町においては発生していないというものでございます。

当初予算のときには、保護世帯といたしましては27世帯、人数といたしましては28人で積算をさせていただいて、当初予算を計上させていただきましたけれども、令和3年の3月4日時点のところでは、今現在、受給されておる世帯といたしましては24世帯、人数としては26人おられるということですので、当初予算の差額分、若干余裕を見まして、記載の金額317万円ほどは不用額として減額ができるだろうという判断をさせていただきまして、こちらのほうの予算となった次第でございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 私の勝手な推測でしたけど、何か条件を厳しくして給付者を減したような原因があるのかなあというような気がしておりましたが、そうでないのならいいことだと思いますが、この生活保護が予定より、亡くなられたとかそういうふうなことから人数が減少したということ、それとか民生委員さんとかいろんな方がついておられますけど、社協とかですね。そういう方の指導の下、就業されたとかということはないですかね。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをさせていただきます。

直近のところは、どういった方で資格を喪失されたということはないですが、今、議員がおっしゃられましたとおり、亡くなられた方もおられますし、実際に就労につなげることができたというようなところから、自立に向かわれたということで保護を外されたというようなケースもございますので。

それとあと、基準を厳しくというようなところはいたしてはおりません。従来どおり基準に基づきまして適正に判断をして、保護認定のほうは行っておるところでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 今頃になってこういう質問もちょっとおかしいかと思うんですけど、先ほどの13ページのエネルギー対策事業費の中で、太陽熱利用設備の導入促進補助金というのがありますけど、私はこの事業は要するに屋根に上げるとる太陽光を利用した温水器のことと思って解釈しておったんですけど、どうも業者さんが役場のほうに問合せたら、その温水器は対象外だという話だったということだったんですけど、これ事実のことなんでしょうか。

といいますのが、一般の方の需要というのはその温水器を上げて風呂なり台所なり使用するという需要が、聞くところによると大きいわけでありまして、床暖房とかそういう設備を要求というのはあまり少ないような感じがしておりますので、そのところをお聞きしておきたいと思えます。（発言する者あり）

○議長（安永 友行君） ちょっと確認してからしますので、ちょっと休憩します。一応、5分。

午前9時32分休憩

.....

午前9時42分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

10番、庭田議員の質疑に対して、赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） すみません。時間を取りまして申し訳ありません。

先ほどの太陽熱利用の補助金のところでございますけども、この補助金につきましては、島根県が補助金を交付しておりまして、町は住民の方に補助金を交付しますが、その金額については県のほうから全額頂くということで、県のほうに具体的な補助基準が設けてあります。

その中で、まず太陽熱利用のソーラーシステムということなんですけども、普通の屋根の上に載かって太陽光で湯を沸かす。こういったものじゃなくて、まずは水をためるタンクと、それから集熱器、これがまず別々に設置されておらなければいけない。こういう要件がございまして、そういう用件であれば該当になるということでございます。ですので、普通に一般的に屋根の上に乗っている一体型のものは対象にならないというそういう基準がございまして、その辺で御理解いただきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第5、議案第9号令和2年度吉賀町一般会計補正予算（第11号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

---

### 日程第6. 議案第32号

○議長（安永 友行君） 日程第6、議案第32号請負契約の変更について（町道朝倉真田線七村橋補修工事）を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、議案第32号請負契約の変更についてでございます。

下記工事について、請負契約の変更契約を締結するため、吉賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年吉賀町条例第49号）第2条の規定により議会の議決を求める。令和3年3月12日提出、吉賀町長岩本一巳。

記。

- 1、契約の目的、平成31年度吉賀町朝倉真田線七村橋補修工事。
- 2、契約の方法、一般競争入札による認証契約。
- 3、契約工期、変更後、令和3年3月22日、変更前が令和3年3月15日。したがって、工期延長期間は7日間でございます。
- 4、契約金額、変更後は5,959万3000円、変更前が4,749万6,900円でございます。したがって、変更額は1,209万3,400円となります。
- 5、契約の相手方、島根県鹿足郡吉賀町柿木村大野原508番地、開盛建設株式会社、代表取締役社長村上英司でございます。

詳細につきましては担当いたします建設水道課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、私のほうから議案第32号請負契約の変更につきまして、町道朝倉真田線七村橋の補修工事について詳細説明をさせていただきます。

参考資料を御覧いただきたいと思います。変更理由、それから図面等をつけておりますので御

覧いただければというふうに思います。

まず、この七村橋の補修工事でございますけれども、令和元年度から繰越工事として、工事費4,749万6,900円で事業を進めてまいりましたけれども、工事の増額変更を行う必要が生じたものでございまして、今回、議会の承認を受けたいというものでございます。

この七村橋は、トラス構造とそれからコンクリート構造の2種類の橋を持った2径間の橋梁でございます。トラス橋の塗膜にはPCBがあるために、作業に当たりまして防護服やマスク等が必要になってまいりますけれども、新型コロナウイルス感染拡大に伴いまして、入手のめどが立たないということで、繰越しの御承認をいただきまして工事を進めているものでございます。

工事の主な変更点につきましては、この参考資料では3つ上げております。詳しく説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、まず1つ目につきましては、橋梁補修工につきまして、床版を撤去したところ桁に段差があったというものでございました。

これにつきましては、既存の床版が悪くなっておりますから取り換えるのが主でございますけれども、トラス構造の桁が両サイド2本架かっています。それをつなげる形で横桁、それから、その横桁をまた渡す形で橋軸方向、つまり通行方向に桁が入ってまいります。これにつきましては参考資料の図面を見ていただければと思っておりますけれども、橋の絵が3つ書いてございます。その真ん中に桁下面というふうに書いてございます。右側がコンクリート橋の部分、左側がトラスの橋の部分でございまして、その左側のトラスの部分、井桁に線が入れてあると思っております。これが桁の状況でございまして、上と下がトラス構造を持った主桁になってまいりまして、直角方向に横桁がズンズンと入ってまいります。その間に色がついておると思っておりますけれども3本ほど小骨が入ってまいります。構造上、横桁がH鋼になっておりまして、H鋼でございます。TではなくてHでございますけど、このフランジ部分に対して縦桁が入っています。このフランジ部分の桁に対して下に縦桁の小骨が入ってまいりまして、この縦桁の部分のフランジの部分の厚み分、構造上、物理的に段差が出てまいります。

当所の場合は床版を打ってございましたので、現場打ちをしておりましたので、その段差が埋まっておりますけれども、今回、床版をやり替えるに当たりまして外部で床版を作りまして、それを小分けにしたものを持ってきて載せていくという形にしておりましたので、この段差がありますと横桁にばかり床版が載ってまいります、力がかかってまいりますので、非常に面白くない。

基本的には等分布、桁の全体に重さをかけていけないといけないけど、このままでは横桁ばかりに力がかかってしまい、結果的に橋に応力的には面白くない、よくない結果になってしまうということで、この縦桁の部分に橋軸方向の小骨の部分の天板に段差を埋めるように、ゴムの帯を設置いたします。硬質のゴムを設置いたしました。これによって全体で受ける。横桁だけではなくて縦桁方向にもきちっと上の床版の主さを、荷重を分布していくことができるように

なりまして、この部分に経費がかかってしまいました。直工ベースといたしまして約90万円の増額になってしまったというものでございます。

2番目でございますけれども、塗替塗装工につきまして剥離剤を塗布をし、古い塗膜を除去するわけでございます。PCB等も含まれておりますので、作業員の安全を確保するために剥離剤というのをまず塗って、それで剥離剤によって塗膜をまず落とすというのが目的でございます。やはり安全を確保するというところでございます。1回塗りを基本としておりました。部分的に強いところには2回というところも計画をしておりましたけれども、基本的に1回塗りでございますけれども、今回、ここに書いてありますとおりに塗膜が十分に取ることができなかったということで2回塗りにさせていただいたということで、経費がかさんだものでございます。これにつきましては約100万円の増額というふうに、直工ベースでございますけどなりました。

それから、3番目の理由といたしましては、コンクリート橋に含浸材という、簡単に申しますと水をはじいて劣化を抑えるという塗料を塗ります。これは当初は計画をしておりませんでしたけれども、やはり橋の長寿命化と申しましょうか、コンクリート橋にとっては水がやはり一番大敵でございます。これに含浸材を塗ることで水をはじくことによって、より長持ちをさせようということで、今回、計上させていただきました。これが220万円の増額ということになりました。

今回の参考資料の中の説明書には3つの理由としておりますけれども、実はもう少しございまして、今、説明をさせていただきました部分で、含浸材を塗るための仮設でございますけれども、仮設工につきましてはトラス橋のほうにしか仮設工を見ておりませんでしたので、含浸材を塗るとなりますと、どうしても仮設が必要になってまいります。

しかしながら、仮設を架けて塗るわけにはいきませんので、橋梁の点検車をリースいたしまして、現場裏まできちんと側面とか作業をさせていただいたんでございますけれども、そのときにかかったリース料と建設工事の機械のリース料そういったものが発生したということと、それから、先ほどトラス構造の橋の部分の床版を載せるという話をさせていただきましたけれども、床版を順々に新しい床版を載せていくわけでございますけれども、そのときにやはり機械が載りますと荷重をかけてしまいますので、その部分であまり荷重をかけたくないということで、鉄板を敷かせていただいて、やはりきちんと荷重が分散するように載せました。その鉄板のリース料等々がかかってまいりました。そういった仮設工にかかる工事金がまた上がってまいりまして、直工ベースでございますけども140万円前後上がってまいりました。

それから、もう一つ、これは諸経費系ということにはなりますけれども、実は、島根県30年度の10月から週休二日制の取り組みを始めました。吉賀町におきまして令和元年度ですけども週休二日制の取り組みを県に倣い始めたわけでございます。これにつきましては、選択制でご

ございますので、やる業者、やらない業者これは業者の選択になっております。今回の工事は、週休二日制ということで業者が選択をいたしましたので、それに見合う部分を後で変更という形で見るようになっております。この部分にかかります経費が190万円ほど出てまいりました。

そういった関係で、合わせまして直工ベースで約630万円部分の工事費が増になってまいりましたものでございます。諸経費率が大体2倍かかりますので、率といたしましては2倍かかってまいりますので1,200万円という形での増額ということになったものでございます。

以上、詳細の説明をさせていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 先ほど変更でコンクリート床版のほうに仮設をすべきであるが、それをしないで橋梁点検車をリースしたとの説明がありましたが、仮設工事費だと幾ら、点検車のリース料だと幾らかというのは、比較設計はされておると思いますが、それについてリースのほうで、多分、安くなるんじゃないかなと思いますが、その辺についてどのような数値になったのか教えていただけませんか。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 御質問にお答えをさせていただきます。

リースした場合と、それから仮設工を架けた場合とにつきましては、大変申し訳ございませんけれども、比較したものはございません。と申しますのは、仮設を架けるためにはどうしても時間的なものがかかってきてまいりまして、どうしても繰越工事を行ったとは言いながら、実際に工事ができましたのはこの冬の期間でございました。

それから、全体の流れの中で含浸材というものが計画されていたものではなくて、今回、施工を進めていく中での含浸材の塗布が必要ではないかという、そういった現場協議との話で出てきたものでございまして、やはり救急に対応しなければならないということがございましたので、橋梁点検車のリースをさせていただいて現場対応とさせていただきました。

仮設を架けるとこれだけ、それからリースをするとこれだけ、だからこれだけの差があるからこっちをしましたという選び方ではなくて、現場との協議の中でこの決定をしたということもありましたので、迅速に対応するためにリースにさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） ちょっと、今、説明で分からなかったんですが、勤務体制が選択制とは言いながら、週休二日制にしたために変更になったということなんですが、これは工事の始まる前から分かっていた、全くこの時期になって分かったんですか。最初から勤務体制を週休

二日でやるということではなかったのでしょうか。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをさせていただきます。

週休二日制につきましては、当初は積算をいたしません。業者との協議によって業者はこの工事については週休二日制をしたいということになりますと、最終的に変更の部分で見ていくという形になります。

それから、この経費の見方でございますけれども、最近システムになっておりまして、詳しい内容は私も承知しておりませんが、単価のほうに週休二日、4週8休、それから4週7休、それから4週6休という選択ができます。その中で、今回週休二日の4週8休という制度を使用したので、それに対する経費が単価のほうにかかってまいります。これは簡単に言えば単価100円のものが1.何倍になるというそういう掛け方で単価自体が変わってまいりまして、その単価を積み上げた経費がここに190万円が出てくるという形のもので、分かりやすく説明させていただきました。

繰り返しになって申し訳ございませんけれども、選択制という問題と、それから発注後に業者と協議をして決めていくというのが大原則でございます。最終的には変更で増額をして相殺をするというのが、この経費の流れというふうになっております。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） これ、以前お聞きしたかもしれんのですが、これの補修によりまして荷重制限とか、これについてももう一度聞きたいんです。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） これまで大きな車も走っておりました。朝倉真田線という非常に町とすれば大動脈の橋でございます。荷重の制限をかけて軽くしていけば、非常に橋とすれば長持ちがして皆様方にも長く使っていただけるわけでございますが、その辺の荷重を幾らかにするかっていうことにつきましては、現在、8トンだったと思いますが、させていただいております。それ以上の制限的なこととなりますとバスとかそれからいろんな部分にかかってまいりますので、今後はそういったことも検討させていただきながら、皆様方に不便をかけるけれども、橋も長持ちをしてというところで最終的には決めていきたいと思っておりますけれども、今後、何らかの今、議員が言われましたとおりに制限をかけていきたいと、かける方向できちっと検討し、橋の管理をしていきたいというふうに考えております。ちょっと今、何ぼにしますというところが、私のほうではお示しできませんけれども、制限をかけていくという方向で検討をしたいと思っております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 請負額が実質600万円ぐらいなんじゃが、変更額は1,200万円とあって倍以上になっておるんですけど、その理由が何かその変更額の工事費の倍かかるという、その辺がちょっと分かんませんが、詳しく分かるように。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをさせていただきます。

工事につきましては、直接、現場を工事していくための直接工事費というものと、それから、それに付随します諸経費という部分の2層構造になっております。

今回、直接現場にかかった資材とか、労務費とかそういったものが約600万円変更で出てきましたという説明をさせていただきました。これは先ほど申しました直工ベースという言い方でございます。その出てきた直工に対しまして諸経費というものがかかってまいります。諸経費には共通仮設費、現場管理費、一般管理費、そういったもので工事をしていくために必要な経費というものが、直接工事費では見ることができない、そういった工事を進めていくための経費というものがございます。

これが、私、簡単に申しましたけども、現在、土木事業の全体を見回して少しずつ上がってきてまいりまして、現在のところ約2倍、直工分のお金ぐらいが諸経費として上がってきますよということでございます。600万円と600万円で1,200万円という変更の金額になります。つまり、直工と諸経費を足したものが工事金になってまいりますので、その部分で1,200万円になりますというお話をさせていただいたものでございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第6、議案第32号請負契約の変更について（町道朝倉真田線七村橋補修工事）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第 7. 同意第 1 号

日程第 8. 同意第 2 号

日程第 9. 同意第 3 号

日程第 10. 同意第 4 号

日程第 11. 同意第 5 号

日程第 12. 同意第 6 号

日程第 13. 同意第 7 号

日程第 14. 同意第 8 号

日程第 15. 同意第 9 号

日程第 16. 同意第 10 号

日程第 17. 同意第 11 号

日程第 18. 同意第 12 号

○議長（安永 友行君） 日程第 7、同意第 1 号吉賀町農業委員会委員の任命についてから日程第 18、同意第 12 号吉賀町農業委員会委員の任命についてを一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、同意第 1 号から同意第 12 号までにつきまして、一括で上程をさせていただきたいと思えます。

同意第 1 号吉賀町農業委員会委員の任命について、下記の者を吉賀町農業委員会委員に任命したいので農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記。

住所吉賀町□□□□□□□□、氏名、尾崎勝典、□□□□□□□□□□□□。

令和 3 年 3 月 5 日提出、吉賀町長岩本一巳。

提案理由でございます。

吉賀町農業委員会委員の任期が令和 3 年 5 月 22 日で満了となり、次期委員を任命する必要があるためであります。

なお、同意の第 2 号から同意の第 12 号までにつきましては、同じ上程議案の文面でございますので、それぞれの案件につきましては重複をいたしません住所、氏名並びに生年月日のみ読み上げさせて、上程にかえさせていただきたいと思えます。

同意第 2 号、住所、吉賀町□□□□□□□□、氏名、河口貴哉、□□□□□□□□□□。

同意第 3 号、住所、吉賀町□□□□□□□□、氏名、河野達、□□□□□□□□□□□□。

同意第 4 号、住所、吉賀町□□□□□□□□□□、氏名、齋藤学、□□□□□□□□□□□□。

同意第5号、住所、吉賀町□□□□□□□□□□、氏名、田淵文雄、□□□□□□□□□□□□。

同意第6号、住所、吉賀町□□□□□□□□□□、氏名、田村薫平、□□□□□□□□□□□□。

同意第7号、住所、吉賀町□□□□□□□□□□、氏名、藤井和子、□□□□□□□□□□□□。

同意第8号、住所、吉賀町□□□□□□□□□□、氏名、正木潤一、□□□□□□□□□□□□。

同意第9号、住所、吉賀町□□□□□□□□□□、氏名、見川恒栄、□□□□□□□□□□□□。

同意第10号、住所、吉賀町□□□□□□□□□□、氏名、三井利民、□□□□□□□□□□□□。

同意第11号、住所、吉賀町□□□□□□□□□□、氏名、森下保、□□□□□□□□□□□□。

同意第12号、住所、吉賀町□□□□□□□□□□、氏名、山吹寛、□□□□□□□□□□□□。

以上でございます。詳細のつきましては、担当いたします産業課長のほうから御説明申し上げますから、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは担当課長よりの詳細説明を求めます。山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） それでは、同意第1号から第12号までの吉賀町農業委員会委員の任命につきまして説明をさせていただきます。

それでは、定例会の参考資料がございますが、その162ページを御覧いただけたらと思います。162ページのほうに資料をつけておりますが、公募の内容につきましてはそこに記載しておるとおりでございます。定数の12人を募集をしておるところです。

その公募の結果なんですが、男性が11人、女性が1人の計12人ということで募集した人数と同数という結果になりました。応募された内訳でございますが、個人による推薦が3人、それから本人の応募というのが9人の12人ということです。

また、認定農業者等は7人、それから農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者、これが1人、そのほかが4人ということでございます。この12人のうち7人が再任ということになっております。

また2月の16日に農業委員会委員候補者の評価委員会、こちらのほうを開催をいたしまして、応募、推薦されました12名の方について農業委員候補者として適正であると判断しまして、町長のほうに報告を行った次第でございます。任命予定者一覧表につきましては、次の163ページのほうに載せてありますので、それでお読みとりいただきたいと思っております。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、提案者の提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今の資料の163ページのほうで、吉賀町農業委員会委員の任命予定者のお名前等が出ております。農業委員応募するに当たって自分で出る人なり、推薦等もありますけども、そのときに応募なり推薦の理由をつけてされるというふうになっていると思

ます。吉賀町農業委員会委員の申込書で様式第1号でありますとか第2号としてありまして、今言った応募なり推薦の理由がありますが、そういうものも含めて、資料をどうして提供できなかったか、その点についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 山本課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えします。

議員の言われているとおり、その申込みないし推薦されたその理由、これは記載していただいております。評価委員会のほうでもそういうものも参考にして評価のほうさせていただきましたが、今回の一覧表につけておる上では、そこまで公表する必要があるかどうかというところはありまして、そこまで載せなくてもよかろうと、前回もこういう形で載せておりますので、あえて載せてないというぐらゐの特段の理由はございませんが……。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 前回というふうに言われましたけども、前回のとき任命同意されなかった方がおられたという点もございまして、やっぱり社会状況も変わってきておりますので、前回よかったからというような判断であったということですけども、そういう点については、可能な限り同意を判断するのに必要な材料として、議会にも出していただきたいというふうに思います。実際には、吉賀町のホームページからその内容等、推薦理由であるとか、なる理由等もホームページでは紹介されているところであります。

そして、もう一点、今の農業委員選任に関する要綱のほうでは、この農業委員の募集で先ほど言ったような内容のものを公表するということにもなっておりまして、それが掲示板に貼る、それからホームページ等によるということも言われているんですが、今朝、それがあのかと掲示板のほうを確認させていただきましたが、実を言うと見当たりませんでした。やっぱり自分たちで作った要綱で定めたことを、一つ一つ丁寧にやっていたということが必要だと思いますが、その点、ちょっと町長のお考えをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） そのように定められている事務的な手続きが怠っているのであれば、これは改めていかなければならないというふうに思っております。

それから、公表の仕方はいろいろ、今、議員がおっしゃられた以外にいろいろあるかと思しますので、まずは要綱に定められたことは確実にやっていくということが必要だというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 必要だというふうに思われるのであれば、そのようにできるように町長からもしっかりと御指示をされるというのは必要かと思いますが、いかがですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 御指摘をいただきましたので、事実を確認をして、適切に指示をさせていただきますと思います。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これより討論、採決を行います。

討論、採決は人事案件でもあります。それぞれを行います。

日程第7、同意第1号吉賀町農業委員会委員の任命について、討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第7、同意第1号吉賀町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案について同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、日程第7、同意第1号吉賀町農業委員会委員の任命については同意することに決定をしました。

日程第8、同意第2号吉賀町農業委員会委員の任命について、討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第8、同意第2号吉賀町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案について同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、日程第8、同意第2号吉賀町農業委員会委員の任命については同意することに決定をしました。

日程第9、同意第3号吉賀町農業委員会委員の任命について、討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第9、同意第3号吉賀町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案について同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、日程第9、同意第3号吉賀町農業委員会委員の任命については同意することに決定をしました。

日程第10、同意第4号吉賀町農業委員会委員の任命について、討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第10、同意第4号吉賀町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案について同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、日程第10、同意第4号吉賀町農業委員会委員の任命については同意することに決定をしました。

日程第11、同意第5号吉賀町農業委員会委員の任命について、討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第11、同意第5号吉賀町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案について同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、日程第11、同意第5号吉賀町農業委員会委員の任命については同意することに決定をしました。

日程第12、同意第6号吉賀町農業委員会委員の任命について、討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第12、同意第6号吉賀町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案について同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、日程第12、同意第6号吉賀町農業委員会委員の任命については同意することに決定をしました。

日程第13、同意第7号吉賀町農業委員会委員の任命について、討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第13、同意第7号吉賀町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案について同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、日程第13、同意第7号吉賀町農業委員会委員の任命については同意することに決定をしました。

日程第14、同意第8号吉賀町農業委員会委員の任命について討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第14、同意第8号吉賀町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案について同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、日程第14、同意第8号吉賀町農業委員会委員の任命については同意することに決定をしました。

日程第15号、同意第9号吉賀町農業委員会委員の任命について討論を行います。反対討論は

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第15、同意第9号吉賀町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案について同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、日程第15、同意第9号吉賀町農業委員会委員の任命については同意することに決定をしました。

日程第16、同意第10号吉賀町農業委員会委員の任命について討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第16、同意第10号吉賀町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案について同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、日程第16、同意第10号吉賀町農業委員会委員の任命については同意することに決定をいたしました。

日程第17、同意第11号吉賀町農業委員会委員の任命について討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第17、同意第11号吉賀町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案について同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、日程第17、同意第11号吉賀町農業委員会委員の任命については同意することに決定をしました。

日程第18、同意第12号吉賀町農業委員会委員の任命について討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第18、同意第12号吉賀町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案について同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、日程第18、同意第12号吉賀町農業委員会委員の任命については同意することに決定をしました。

---

#### 日程第19、人権擁護委員の推薦の件について

○議長（安永 友行君） 日程第19、人権擁護委員の推薦の件についてを議題といたします。

このたびお手元に配付したとおり齋藤美千代氏を候補者として推薦したいとして意見を求められております。答申（案）の朗読については省略をさせていただきます。

お諮りをします。

本件はお手元の答申（案）のとおり意見を付して答申したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。したがって、日程第19、人権擁護委員の推薦の件についてはお手元の答申（案）のとおり意見を付して答申することに決定をいたしました。

ここで10分間休憩します。

午前10時33分休憩

.....  
午前10時44分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

---

#### 日程第20、議案第23号

○議長（安永 友行君） 日程第20、議案第23号令和3年度吉賀町水道事業会計予算を議題とします。

本案については、質疑は保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 町内の水道管路は全域つながってはいませんが、この前、下水とかの時に話をされたように停電とかの時に、当然、地区によって停電した場合には供給はできないということがあるって、各地区管路で結んでおくというような計画は、まだ持つっていませんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 御質問にお答えさせていただきます。

現在、吉賀町内には16施設ございます。七日市エリア、それから六日市エリア等々は管路等でつながってはございます。それから柿木エリアにつきましては、柿木から下須までつながっております。

そういう部分で、あと高いところの河山これは単独エリアです。柿木で言えば黒淵、椈谷が単独エリアとなります。そういう具合に町のエリアにつきましては、ほぼ管路で結んではございます。ですから、今回のように凍結等が起きましたら、水を融通し合いながら、それから漏れているところをほかのほうから持ってくるなり、そういったことで実際にはエリア、エリアで区切ってはおります。管路をつなげてはおりませんが、管自体はつながっております。

ですので、あと高いところ、それから離れたところにつきましては、やはり経費のほうがかさばり過ぎますので、どうしてもつなぐことができない。それから、配水池の関係で持って行くこともできない、ということですので、現在のところつなぐという考えはございませんが、つなげられるところにつきましてはこれまでのところ、それから平成29年に企業会計のほうに移行いたしましたけれども、それまでのところで補助事業としてつなげられるところについてはつなげる、という状況でございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 今、大野原地区の水道の改修が行われておりますが、当然、人口は減ってくるわけでありまして、その中で利用者というのも減少してくる、そうすれば経費は同じか、もしくは今から老朽化すれば、まだまだ増えてくる状態の中で利用件数は減少してくる。当然、経営に過大な負担がかかるわけですけど、そういう水道会計は下水も同じですが、そういう会計に対してある程度の推計というのはされて、今運用をされておるのかどうかというのとお聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをさせていただきます。

ある程度の推計、経営戦略等につきましてはさせていただきます。これの内容につきましては町のホームページのほうでも載せさせていただきます。見通しということで出しているものでございます。

しかしながら、今、議員も言われましたとおりに人口が少しずつ減ってきている状況、それから昨今の施設のエコ化と申しまして水の量を少なくして済むような機材がいっぱい出てきたということ。それから、最大の大きな要因は老朽管の更新、大野原のように40年を経過したものから順番に更新をしていかなければならないという、更新需要の問題。そういったことを考慮いたしまして、今後の安定的な経営というものを図っていかなければならないというふうに思っております。

残念ながら、今までのところ、今、明らかにさせていただいております経営戦略におきまして、老朽管の更新需要についてを含めた上で、戦略等がまだできていなかったということで、今後はそれも含めて大きな部分でございますので、それを含めて今後の経営戦略を明らかにしていきたいというふうに考えているところでございます。

どちらにしましても、今現在は一般会計のほうからの繰入れということで、場をしのいでいるということでございますので、これから更新需要等がまた増えてまいりますと、これがまた経営も圧迫するというふうに考えておきまして、そういった経営基盤の強化というところも含めて、今後、検討をしていかなければならないという課題は大きいかと思っております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 今、課長のほうから経営基盤の強化という話が出ましたが、一般的にこの水道会計なり下水道会計一緒ですけど、経営が苦しくなると一般会計からの持ち出しも当然考えられますが、それがいつまでも上限なく、際限なく繰入れていくということは、ちょっとできないと思うんですね。

そこで水道料金の値上げということになると思うんですけど、それ以外に最低水道料金の値上げを抑えるという意味で、何か方策を検討されておるかどうかというのをお聞きしておきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをさせていただきます。

経費の節減という意味でございましたら、いろいろな考え方がございまして、これは考え方の一つということで御理解をいただきたいと思えますけれども、今ある経営体制を小さくしていくという考え方。

それからもう一つは、これも実現可能かどうか分かりませんが、例えば、今現在、水道メーターを各戸につけております。こういった部分について、例えば定量制といいましょうか、一家族がどのくらい使うかというのが大体統計的に分かっておりますので、それを定量的なものに変えてしまえば、例えば点検することがない、メーターを交換することがない、それに係る経費が

下がってくるというそういうことも考えられなくはない。今、下水が人頭制をやっていますけども、そういった突拍子もない案ではございますけれども、一つの案として、そういった考え方もないこともない。

そういうふうに通費を節減をしていくという考え方には、ありますけれども、今も170キロほど管路がございます。これをまた40年経過したものから更新していくということになりますと、やはりそれを通費節減を上回る更新需要が係ってまいります。向こう40年をざっと計算しましても何十億円かかわるといふ試算が出ておりますので、100億円近い金がかかわってくるということになりますと、やはり抜本的な考え方ないしは料金等々の皆様方をお願いするといふことが避けては通れない、そういうところにあるかなあといふふうを考えております。ただ、通費を節減しながらやっていくといふことは大前提でございますので、もちろんそういった部分もやった上での最終手段ということになるかといふふうに思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） ちょっと確認のためにお聞きします。この13ページの雑収益、新畑地区の負担金ですが、この負担金は受益者の戸数が減れば負担金も減ってくる、それとも町とは、もうあそこの地区に一定条件でこれだけはいふ負担金だったかどうかといふのをお聞きします。

それと、前に説明のときにいろいろな山間部にある給水施設を把握するのに、ドローン等図面の中でいふ説明を聞きましたが、一昨年、産業課はかなり解析度の高い森林の状況の航空写真で、その写真の図面ではいふ事業にできるかどうかといふのは検討をされたかどうか、ちょっとお聞きします。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 御質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

まず、13ページの収益的収入及び支出におきます雑収益といたしまして、新畑地区の維持管理負担金といふことでございます。34万円上げておりますけれども、これにつきましては主なもの、やはり事業債等に関するものでございますので、これまで作ったものに対してお金を返していかなければいけない、その部分の負担をしていただくといふことになっているようでございますので、人数が減ったからどんどん減っていくといふものではございません。これが終われば、人数分につきましては料金のほうでいただいておりますので、基本的にはいふかかったお金についての負担をしていただいておりますといふふうにお考えさせていただきたいと思ひます。

それから、水道台帳に関することだと思ひますけれども、産業課が航空写真、航空測量を行いました。オルソ画像といふ非常に高精細で地図が作れる測量でございました。

話は変わりますけれども、町道の台帳を今、令和2年度で電子化させていただいておりますけれども、これのデータはオルソ画像が基本になっているというふうに考えております。

そういった部分で非常に産業課のほうでされました事業につきましては、非常に利便性が高いというふうに考えておまして、もちろんこの部分の町道台帳で図化できない部分についての市街地への取り込みについては、産業課が使用しましたオルソ画像等も利用しながら、作っていきるのではないかとこのように考えております。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） この予算の全体的なさっきも言ったように給水人口が減る中で、どうしても遠隔というか連担地が少ないから、どうしても工事金とかそういうものがかさんでいくと思うんですよ。そうした中で経費の節減も一つなんですけども、私がここで言いたいのは、未収金、それを去年だったような気がするんですが、戸数にして330世帯の件数というのがあって、徴収のほうはしっかりやっているというお話ではありましたが、やはり基本的人権とかなんとかも、健康というか人が生きる上にお水が絶対不可欠な問題なんですけども、さりとて善意で払っている方、そういうものも勘案しますとやはり本当に生活が困窮していて、保護をいただきたいながらしているというならいざ知らず、やはり平等、公平な見地に立って滞納金がかさばらないように、担当課に言うということは厳しいかもしれませんが、やはり何の業界でもそうなんです。売ったばかりではだめなんです、お金をもらって初めてですが、特にこういった公的なところはそういうことをきちっとやっていかないと、だらだらって私もええじゃないのという風潮が高まりますと、水道に限らず全てのことに影響をしてくると思いますので、その辺はやはり創意工夫と方法論というのを本当に具体的に、どうしたら一番いいのかということを考えてやってほしいと思うんですが、どうですか。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをさせていただきたいと思います。

議員がおっしゃられるとおりだと思っております。未収金につきましては鋭意回収できるように努力をしているところでございまして、今後とも取り組みの強化を図っていきたいと思っております。税務住民課のほうでも会計任用職員が雇用されて、専門のというふうなそういうチームを組まれるというふうになっておりますので、そういった部分にも我々水道課としても参加をさせていただきたいというような、それから税務住民課のノウハウもいただきながら、一緒になってこの問題の解決を図っていただきたいというふうに考えているところでございます。

特に、先ほども答弁させていただきましたけども、料金等のこともございます。やはりそういった部分をきちんと皆様方に出しても、やはり平等性を欠くことがないように、未納金につきましては鋭意努力をさせていただいてそういった部分の準備もできて、そういったところになった

ときに、やはりそういった話もできるのかなあという気もしておりますものですから、やはり、今、議員が言われましたとおりの内容でございますけれども、取り組みをやはり強化をしていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。日程第20、議案第23号令和3年度吉賀町水道事業会計予算の質疑は保留をして、次に行きます。

---

#### 日程第21. 議案第24号

○議長（安永 友行君） 日程第21、議案第24号令和3年度吉賀町興学資金基金特別会計予算を議題とします。

本案についても、質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第21、議案第24号令和3年度吉賀町興学資金基金特別会計予算についても質疑は保留をしておきます。

---

#### 日程第22. 議案第25号

○議長（安永 友行君） 日程第22、議案第25号令和3年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

質疑については保留をしてあります。これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第22、議案第25号令和3年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算の質疑は保留をしておきます。

---

#### 日程第23. 議案第26号

○議長（安永 友行君） 日程第23、議案第26号令和3年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を議題とします。

本案についても質疑は保留をしてありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第23、議案第26号令和3年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算の質疑は保留をしておきます。

#### 日程第24. 議案第27号

○議長（安永 友行君） 日程第24、議案第27号令和3年度吉賀町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 9ページの調査分析委託料のラボの件ですが、2年目になると思うんですけど、どの程度調査の結果がまとめられているのかということをお聞きしておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 調査分析の結果、ソーシャルイノベーション&マネジメントラボの関係で、令和2年度の部分につきましては、今、取りまとめ報告書の提出をいただいている最中でございます。

この間いろいろと調査分析等々していただきまして、吉賀町の介護が高騰している要因につきまして、やはり被保険者利用者数に対する施設の過剰な部分あるいはいわゆるケアプランの適正化の部分、それから認定調査、それとあとこれまで重点的に取り組みを進めてまいりました介護予防事業、こういった部分の評価、検証というようなところを、今取りまとめをいただいております。

取りまとめの最中ございまして、今年度の3月末のところでは報告書等々が上がってこういうふうにご覧いただいておりますが、実際に報告書はまだ未提出でございますが、御指導をいただいていた中で吉賀町の給付費、上昇を続けておった部分について徐々にではあります、歯止めがかかりつつあり、なおかつ給付の適正化についても実現できているのではないかなというふうに思っております。

そういったところで、令和2年度の保険料6,600円に上げさせていただきましたけれども、8期以降のところについては引き続き6,600円を維持できるのではないかとということで、8期における保険料の改定については据え置きという形で維持できるのではないかとというふうに思っております。

ただ、本当にそれが維持できるかどうかというところについては、やっぱり今後も継続して進捗管理、そういったところをしていかなければなりませんので、令和3年度につきましても引き続きSIMのほうと契約のほうをさせていただいて、今後の進捗管理につきましているいろいろと調査、分析あるいは助言等々をいただいてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 調査結果が出るということなんですが、医療、介護いろいろな

面で総合的にお願いをしておると思うんですけど、その中で六日市病院との関わりをどのようにされておるのか、大まかでよろしいんですけど、お願いしたいと思います。

それと、今、料金が据え置かれるという話がありましたけど、この料金を据え置くために介護認定が厳しくなるというようなことはあってはならないと思うんですけど、そのようなことはないと理解してよろしいですか。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 病院との関わりの部分につきましては、数回、調査結果、分析結果等々につきまして、病院の理事長等々ともSIMの考え方なりを御提案させていただき、参考となるようなものの取り組みにつきまして御提案はさせていただいているところでございます。そういったところを踏まえて、今、病院さんのほうで経営関係等々の検討をなされているというふうに認識をしておるところでございます。

それから、要介護認定の適正化といったところにつきましては、決して厳しくというか、あくまでも適正に調査をさせていただきたいというふうに思っておるところでございます。どうしても施設の入所者の方につきましては、本来、例えば在宅であれば御自分でできることが、施設であるがゆえに、例えば近くに介護される方がおられたり、比較的トイレなども近くにあるなどという、在宅と施設と条件が変わってくることによって、若干ちょっと高めに出ている部分というのもあったというふうに保険者としては考えておまして、その部分につきまして基本的に、あくまでも本人さんの状態がどうなのかということ、的確に判断をさせていただいておるということで、その部分につきましては、施設任せではなく直営の町のほうの認定調査員に調査をさせていただいて、どの施設においても同じ目線で調査ができるような形で、今、調査を実施させていただいておりますので、そういったところからいわゆる厳しくというよりも、適正な形で調査をさせていただいておるというふうに認識をしているところでございますので、御理解願いたいというふうに思います。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第24、議案第27号令和3年度吉賀町介護保険事業特別会計予算の質疑は保留をしておきます。

---

#### 日程第25、議案第28号

○議長（安永 友行君） 日程第25、議案第28号令和3年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算を議題とします。

本案についても質疑は保留してあります。これを許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第25、議案第28号令和3年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算の質疑は保留をしておきます。

---

日程第26、議案第29号

○議長（安永 友行君） 日程第26、議案第29号令和3年度吉賀町下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第26、議案第29号令和3年度吉賀町下水道事業特別会計予算の質疑は保留をしておきます。

---

日程第27、議案第30号

○議長（安永 友行君） 日程第27、議案第30号令和3年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

本案については、先日の答弁の残りがあります。1番、桑原議員の公債費の償還期限についてであります。それについて、課長のほうから答えてもらいます。

早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは答弁が保留してございました償還までの期間ということで、お答えをさせていただきたいと思えます。

農業集落排水事業の償還の期限といたしましては、令和38年までということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 8ページの過誤納等還付金3万円というのが計上されておりますが、これは間違いで多く集金をしたので返すというそういうことでしょうか。ということは間違っていて多く受け取ったということは、担当課のほうでミスがあったということですか。そこをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをさせていただきます。

ここにごございます過誤納等還付金でございますけれども、言葉的にはそういうふうになっております。お返しをするお金が発生してまいります。この理由につきましては、今、議員が言われましたとおりに誤って徴収したというのもございますが、大体、基本的には漏水等の減免等がか

かりまして、そのお金を会計内で返せばいいんですけども、前年度分等がかかってきたとき場合には、お返しできませんので予算をとっておいて、ここからお返しをするというそういう内容の金額でございまして、全てが誤ったからということでお返しをするという種類のものではございません。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 課長の苦しいか本当かどうか分かんんですけど、間違っって多く受け取ったちゅうことも少しはあるちゅうことですね。それであれば、やっぱり組合員の皆さんに「大変申し訳ありませんでした」というのが、一言あるべきと思うんですけど、もしなければいいですよ。今言うたようにないんであれば。少しでも間違っって多く徴収したちゅうんであれば、やはり組合員の皆さんに一言、謝るか何かしたほうがいいと思うんですが、金額の多少にかかわらず。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 大変申し訳ございません。そういった部分もございまして、御迷惑をおかけしますことに対しましては、本当に申し訳ないと思っております。申し訳ありません。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第27、議案第30号令和3年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算の質疑は保留をしておきます。

----- . ----- . -----

○議長（安永 友行君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしましたので、本日はこれで散会します。御苦勞でございました。

午前11時24分散会

-----